

2021文議第441号
令和3年9月3日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
田中 としかね

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (2件)	第14号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第15号	消費税率5%への引き下げを求める請願
建設 (6件)	第16号	「文京区都市マスタープラン」の見直しに併せ、新型コロナ危機を契機とした新しい都市計画の方向性も盛り込みつつ、文京区としての「まちづくり」を定義付けした上で、総合的で一貫性のある整備のあり方を目指す「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
	第17号	区の主なまちづくり関連の条例等において「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明記することを求める請願
	第18号	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催や終了に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくするよう改めたり、それらの目的を実現しやすくするために両条例に基づく「説明会」に関する「手引書」等を整えたりすることを求める請願
	第19号	地域の区民が自主的に策定した「まちづくり憲章」や「まちづくり協定」等を、区として認定・登録する仕組みを整えるなど、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の機運が途切れることなく醸成を促すとともに、きめ細かく後押しする仕組みを求める請願
	第20号	「文京区公園再整備基本計画」に基づく公園再整備についての「意見交換会」を「まん延防止等重点措置」の適用期間中は開催せず、オンラインや動画配信などを通じて意見交換を進めることを求める請願
	第21号	「通学路の合同点検」実施と併せ、歩道のない区道において区が白い実線をペイントする際の手続きの根拠を整えることを求める請願
文教 (2件)	第22号	少人数学級の実現を求める請願
	第23号	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第14号
件 名	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝つたとしても、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために公営競馬は無観客で実施され勝ち馬投票券も販売されていません。これを機に、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第15号
件 名	消費税率5%への引き下げを求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

2019年10月の消費税率10%への引き上げと、その後の新型コロナウイルス感染症の広がりによって日本経済と国民生活は厳しい状況が続いています。

毎年全国各地で発生する豪雨災害からの復旧や、生活再建のためにも消費税の負担が重くのしかかります。また、多くの中小業者の方々は必死の経営努力を続けていますが、家賃や人件費など固定費の支払いにも行き詰まる事態で、コロナ対策の支援金が消費税負担で消えかねません。

世界では、62の国・地域で日本の消費税にあたる付加価値税の減税が実施・予定されているにも関わらず、日本では日々の生活必需品はもとより、コロナ感染予防に必須の手洗いの水道代、アルコール消毒液、マスクにも10%の消費税がかけられています。

このもとで、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしていますが、これは免税業者を取引から排除しかねないもので、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、事業者だけでなく、ベンチャーやフリーランスなど広範な国民に被害を及ぼすものです。

消費税は生活費に丸々課税され、低所得者ほど負担が重くなる不公平な税制です。今こそ、憲法に基づいて「生活費には課税しない」「能力に応じて負担する」という税制に転換すべきです。

以上の趣旨により、次のことを請願します。

請願事項

- 1 消費税率を5%に引き下げること。
- 2 消費税の「複数税率」と「インボイス制度」は直ちに廃止すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第16号
件 名	「文京区都市マスタープラン」の見直しに併せ、新型コロナウイルス危機を契機とした新しい都市計画の方向性も盛り込みつつ、文京区としての「まちづくり」を定義付けした上で、総合的で一貫性のある整備のあり方を目指す「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区には、昭和63年に制定された「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」という言葉を入れた条例・要綱等がありますが、文京区としての「まちづくり」の定義付けをしっかりと定めておらず、文京区としての「まちづくり」の基本理念がどのようなものであるかも明確に打ち出しておらず、他の自治体にあるようなまちづくりに関する総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」もありません。

「文京区都市マスタープラン」が見直されること、新型コロナウイルスの「パンデミック」による危機後の新しい方向性を打ち出す必要もあり、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念をしっかりと定めた上で、これらと整合性の取れるよう既存の関連施策に「横串」を刺しつつ、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念に沿った形で一貫性のある独自施策も盛り込んだ「基本条例」が欠かせないと考えます。

建築紛争に発展してしまうのを未然に防げるより効果的・効率的な仕組みづくりのみならず、閑静でみどり豊かな住環境を守る施策、子育て環境の向上に寄与する都市整備のあり方、生活・通学路の安全対策等のあり方も盛り込みながら、文京区の地の利や歴史を活かし、閑静な住環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域でメリハリある都市整備を推進していくためにも、文京区の総合的なまちづくりに資する「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

※ここでいう「文の京」まちづくり基本条例（仮称）は、建築紛争を未然に防止するなど特定の目的に照準を当てるものではなく、「文の京」に必要なまちづくりのあり方を行政と区民、議会が手を携えながら衆知を集めて作り上げていくものを想定しています。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「文京区都市マスタープラン」の見直しと併せ、新型コロナウイルスの感染拡大という危機を契機とした新しい安全・安心な住環境や都市整備の方向性も盛り込みつつ、令和以降の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第17号
件名	区の主なまちづくり関連の条例等において「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明記することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

この請願は、「建築紛争を防ぐことなどできず、ましてやゼロにすることなどできない」と初めから諦めてしまって現状の施策や仕組み等で、満足するのではなく、建築紛争をゼロにするためにすべきこと、万が一、建築紛争になってしまった場合でも深刻化させずに早期に収拾するためにすべきことを考える上でのスタート地点に立つ基本的準備として提出するものです。そのためにはまず、事業者において「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが極めて重要であり、そのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等において明記することで、「都市マス」を熟読せずに建物を設計・建設する事業者がいないようにすることが欠かせないと考えます。

「都市マス」は、まさに「まちづくり」において事業者と地元区民がよく理解しておくべき基本的な知識・認識であり、双方がよく理解しておくことで、まちづくりの基本方針の違いに根差した意見の衝突を回避でき、権利関係のバッティングが起きても深刻化することを防ぎ、調整を容易にできます。また、まちづくり関連の条例等に「都市マス」の「趣旨に整合するよう努めること」と明記してあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話をする必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくよう請願いたします。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第4条の「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第5条の「建築主等の責務」の中に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第18号
件名	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催や終了に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくするよう改めたり、それらの目的を実現しやすくするために両条例に基づく「説明会」に関する「手引書」等を整えたりすることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には「文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」があり、「説明会」について定めてあります。しかし、現在の規定は事業者側が一方的に説明すれば終了できるかのような規定であり、施行規則等で定める「説明すべき事項」もあまりに大雑把で漠然としており、結果として事業者側が一方的に「説明会」を打ち切るケースもあり、建築紛争に発展する事態を招いています。小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」でも、「説明会」は2回しか行われず、建築紛争が尖鋭化した契機として事業者側が第3回説明会の開催を告知しながら、正当な理由等を地元区民らに丁寧に説明せず、一方的に中止したことが挙げられます。これは現在の両条例における「説明会」の規定が、本来の「説明会」の趣旨である相互理解を深め、相違点における歩み寄りを促す内容になっていないからに他なりません。

「説明会」は単に形式的に行えば済むというものではなく、事業者側は地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であり、それが本来の意味での「説明責任」でもあるはずです。そこで、上記両条例における「説明会」の規定を改めるとともに、「説明会」に関わる手引書を整えるなど、事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくなるよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願をいたします。

請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という努力義務規定を加え、事業者がこれまで以上に丁寧な対応を心がけることで紛争化を未然に防ぎ、区も一層の努力を事業者側に促せるようにしてください。
- 2 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、説明が不十分であるにも拘わらず工事を強行して地元区民との信頼関係を壊したり、紛争が拗れて尖鋭化したりするのを防げるようにしてください。
- 3 「説明会」に関わる手引書を作成し、その中で①「説明会」の回数の制限等はないこと、②「説明会」が終了したら「説明会」の記録及び近隣関係住民からの意見等に対する対応について整理し、確認申請を行う前に住環境課に提出すること——などを盛り込んでください。

請 願 文 書 表

受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和3年9月1日 第19号
件 名	地域の区民が自主的に策定した「まちづくり憲章」や「まちづくり協定」等を、区として認定・登録する仕組みを整えるなど、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の機運が途切れることなく醸成を促すとともに、きめ細かく後押しする仕組みを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

区民が自発的に自分たちの地域の住環境を守るために「まちづくり協定」や「まちづくり憲章」等を策定しても、世田谷区（注1）や目黒区（注2）のように、区がきめ細かく後押しする仕組みが文京区は充実していません。区内ではいくつかの地域で、世田谷区の「成城憲章」に倣った「まちづくり憲章」を作る動きがありますが、文京区にはこうした「憲章」を区が認定・登録するような制度がなく、「憲章」に基づくルールや協定等を地元区民が結んでも、現状では住民が勝手に作った「絵に描いた餅」で終わってしまい、地域でまちづくりの機運が出てきても、その機運を途切れることなく醸成し促す仕組みがありません。

他区での成功例を参考に、文京区に合った支援のあり方を検討しつつ地元区民の自発的なルールづくりをきめ細やかに後押しするという支援体制を整える必要があると考えます。また、地域の区民の合意形成が最優先であることは確かですが、区がそれをしっかりサポートする体制になっておらず、担当職員においても専門知識やノウハウの面で上記のまちづくり先進自治体に比べて大きく見劣りすると言わざるをえません。

「協働・協治」の理念に基づくまちづくりは、地元区民の自発的なルールづくりの機運を途切れることなく醸成し、促し、きめ細かく後押しすることを通じて実現していくことが理想であり、「だれもが住み続けたい」「住みたいと思える」まちをつくるためには地元区民の自発的な取り組みを大切にしつつ、区民任せで単に「待つ」のではなく、その思いと願いを区が汲み取り大切に育んでいくことが欠かせません。そこで区長に働きかけて頂きたく貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 区民が、世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念や基本方針等を「憲章」のような形で策定した場合、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。
- 2 地域の区民が策定したまちづくりのルールや協定等について、区が一定基準のもとで認定し、それを区に登録してホームページで公表する仕組みを検討してください。

注1) 世田谷区独自の仕組みとして、区民等が地域で定めた街づくりに関するルールを「区民街づくり協定」として区に届け出て、一定要件を満たせば「区民街づくり協定」として登録し、区は登録された「区民街づくり協定」を公表し、建築事業者等に対して窓口等で周知する制度があります。「成城憲章」もその1つとして登録されています。

注2) 目黒区には「目黒区地域街づくり条例」があり、区認定の「地域街づくり団体」が策定した「地域街づくり計画」や「地域街づくりルール」の認定制度を設けています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第20号
件名	「文京区公園再整備基本計画」に基づく公園再整備についての「意見交換会」を「まん延防止等重点措置」の適用期間中は開催せず、オンラインや動画配信などを通じて意見交換を進めることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区では平成23年度に策定した「文京区公園再整備基本計画」に基づいて公園再整備を進めており、再整備に当たっては「意見交換会」等を実施し、地域の区民の意見や要望を聞きながら計画をまとめることになっています。しかし、区は「非常事態宣言」（以下、「宣言」といいます）の発令中は「意見交換会」を開催しないものの、「まん延防止等重点措置」（以下、「重点措置」といいます）の適用期間においては開催しようとしており、実際に「文京宮下公園（文京区千石四丁目23番）」の「第3回意見交換会」は、「重点措置」適用下であった令和3年4月26日に開催することになっていました。（※この時の「重点措置」適用期間は4月12日～5月11日で、その後、「宣言」発令により延期となりました）

令和3年4月9日の東京都の発表によると、「重点措置」に関し「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施」とあり、都民に「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」を求め、「医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請」と明記しています。

公園再整備の「意見交換会」が「不要不急」であるとする合理的根拠はなく、「重点措置」適用下で開催するにしても、「デルタ株」や「ラムダ株」など感染力が強いとされる変異株に対する強力な感染防止対策が欠かせません。区民の安全・安心に最大限の努力を払い、区民の感染リスクを最小限に抑えるという自治体の使命を踏まえれば「重点措置」適用下では開催せず、オンラインや動画配信などを通じて意見交換を進めることが望まれます。そこで区長に下記を働きかけていただくよう貴議会にお願いいたします。

請願事項

- 1 「文京区公園再整備基本計画」に基づく公園再整備についての「意見交換会」を「まん延防止等重点措置」の適用期間中は開催せず、その代わりオンライン「意見交換会」の開催を検討してください。
- 2 区からの新たな説明や公園再整備受託企業からの情報提供等は区のHPを通じて動画配信するなど、対面による「意見交換会」よりも幅広い区民から多くの意見や提案、要望を募れるような工夫をしてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第21号
件名	「通学路の合同点検」実施と併せ、歩道のない区道において区が白い実線をペイントする際の要綱・要領・基準等といった手続き的根拠を整えることを求める 請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には歩道の設けられていない区道が多くあり、その両側あるいは片側に白い実線がペイントされていますが、その白い実線が道路法第45条第1項で規定する「区画線」であるか、それとも道路交通法第2条第1項第3の4号で規定された「路側帯」を区画する道路標示であるか、あるいは「区画線」でも「路側帯」を区画する道路標示でもなく、区道の道路管理者である区が独自の判断でペイントした単なる白い実線か、区民が判別するのは極めて困難です。

また、区が独自の判断でペイントした単なる白い実線は、「区画線」や、「路側帯」を区画する道路標示のように法令的・手続き的な根拠がなく、区の恣意的な判断において予算執行されペイントされています。歩道の設けられていない区道の多くは狭隘な上に、区民の通学路や生活道路となっており、歩行者の安全を確保する上でも「区画線」や、道路標示によって「路側帯」を区画することは重要であり、区が独自に単なる白い実線をペイントするにしても、要綱や要領、基準等の手続き的な根拠を整えた上で予算執行することが求められます。

千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、菅義偉首相は全国の通学路の合同点検を指示。文部科学省と国土交通省、警察庁が「通学路における合同点検等実施要領」を作成し、全国の自治体に実施を通知したところです。つきましては、「合同点検」実施と併せ、歩道の設けられていない区道の歩行者安全対策を充実する観点から、区長に下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 歩道の設けられていない区道において、路端よりに設けられた白い実線が①道路法第45条第1項で規定する「区画線」であるか、それとも②道路交通法第2条第1項第3の4号で規定された「路側帯」を区画する道路標示であるか、あるいは③「区画線」でも「路側帯」を区画する道路標示のいずれでもない単なる白い実線であるか、区民が容易に判別できるような地図などを作成し、区民が区のホームページ上で閲覧できるようにしてください。
- 2 区が区道において「区画線」でも「路側帯」を区画する道路標示でもない単なる白い実線をペイントする際の手続き的な根拠（要綱・要領・基準等）を整え、この手続きに則り実施するようにしてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第22号
件 名	少人数学級の実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	小 林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

衆院文部科学委員会は3月17日、小学校全学年を35人学級とする義務教育標準法改正案を可決し、3月31日、衆院本会議で全会一致で可決、成立しました。2019年度の児童・生徒数を前提にすれば国庫負担1700億円で小中学校全学年を30人学級にできるとの試算を初めて示しました。また、萩生田光一文科相は「中学校も含めて、最終的には30人以下が理想だ」とこたえています。

国は今年度から5年かけて小学校の35人学級を実施します。国民・都民の粘り強い運動でやっと少人数学級に踏み出しました。一刻も早い実施、また中学校も、30人学級へと広げる必要があります。

コロナ感染拡大のもと「段階的に」と言っている場合ではありません。速やかな実施を求めます。

東京都が、全国に先駆けて、すべての学校で少人数学級を実現させ、どの子ものびのびと安心して学べる環境をつくるために、2022年度の都の教育予算を大幅に増額することを求めます。

「ゆとりある教育を求める全国の教育条件を調べる会」の試算によると、東京都が、既存の活用可能な教員定数をすべて活用し、学級増による担任外教員も増員した場合、小・中学校全学年で「35人学級」を実現するためには、全都で新たに600名の教員増と約35億円の予算の増額が必要となります。都の予算の使い方を変えれば、当面の「35人学級」は速やかに実現が可能です。それに伴う教室不足と正規職員の確保のためには、小規模校の統廃合中止と新設校舎の建築、教職員定数の抜本的改善と労働条件の改善が急務です。

文京区議会は2016年2月定例議会で、文京区独自に小・中学校全学年で35人学級の実施を求める請願を採択しています。全国で自治体独自の少人数学級の実施が相次ぐなか、都としても独自措置をさらに拡充してください。また来年度の小学校3年生の35人学級の実施を踏まえ、下記のことを早急を実現することを都に要請してください。

請願事項

- 1 都の責任で、小・中学校の全学年で、35人学級を早急を実施すること。
- 2 あわせて小・中・高の全学年で30人学級の検討に入ること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第23号
件 名	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 200px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px; margin-left: 50px;"></div> <div style="background-color: black; width: 250px; height: 15px; margin-left: 100px;"></div>
紹介議員	沢 田 けいじ 小 林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

現在、新型コロナウイルスの感染爆発が起きており、子ども達の命と健康を守る対策が早急に求められています。毎日の学校給食で出来ることは、子ども達の自己免疫力を最大限に高めて、感染症にかからない丈夫な身体づくりをサポートすることです。しかし、文京区の学校給食のパンや麺には、国会でも取り上げられ問題になっている輸入小麦が使用されています。輸入小麦からは、非常に高い確率で「グリホサート農薬」が検出されています。

「グリホサート農薬」は「ラウンドアップ」の商品名で販売されています。WHOの下部組織である国際がん研究機関は、「グリホサートは人に対しておそらく発がん性がある」と発表しました。コロナ禍の今、特に懸念されることは「グリホサート農薬」の摂取により、子どもの自己免疫力が落ちてしまうことです。人間の免疫の7割は腸内にあります。新型コロナウイルス感染者に行った調査では、重症者は軽症者に比べ、腸内の善玉菌が不足していました。抗生物質としても特許が取られ、殺菌作用のある「グリホサート農薬」は腸内の善玉菌を減少させ、悪玉菌を増やすことが指摘されています。また「グリホサート農薬」は、安全とされる基準値以下の低濃度でも腸内細菌に悪影響を及ぼすこともわかっています。

現在、「グリホサート農薬」はフランス、ドイツ、イタリアなど世界40カ国で禁止または規制がされています。2018年のアメリカの裁判では、製造元のモンサント社（現バイエル社）は、発がん性を認識しながらも隠ぺいしていたことが発覚し、約87億円の賠償を命じられています。また、アメリカ環境保護庁（EPA）も、2016年に自身で検証した結果、「ラウンドアップ」とがんの間に明確な関係があると断定していたことが内部文書から判明しています。現在アメリカでは、「ラウンドアップ」を使用してがんになったという訴訟が12万件起きています。

コロナ禍の今、文京区職員の皆様も区議会議員の皆様も区民の命と健康を守るために各現場で必死に取り組んでおられます。その流れをいっそう加速するためにも、輸入小麦を止めて、子ども達の自己免疫力を高くする食材に変更して頂けないでしょうか。農薬評価書によると、「グリホサート農薬」の体内からの排出には1週間程度かかります。安全性に疑いがあるものは使用しないという予防原則に基づき、子ども達の命と健康を守るために学校給食で出来る最善の取り組みを文京区に求めます。

以上のような観点から、文京区に対して下記のことを働きかけて頂きたい、貴議会にお願いいたします。

請願事項

- 1 新型コロナウイルスから子ども達を守るため、安全とされる基準値以下でも腸内細菌を減少させ、自己免疫力を低下させることが指摘される「グリホサート農薬」の残留が懸念される輸入小麦を使用したパンや麺の学校給食での提供は予防原則に基づいて止め、米飯または安心安全な食材に変更してください。
- 2 文京区の学校給食における「グリホサート農薬」の残留実態を把握するため、輸入小麦を使用する際は、食材を使った後に「グリホサート農薬」の数値測定をすることを検討してください。